



第 4 号様式

流環第 1 1 5 0 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 2 月 2 0 日付け、流監第 1 0 7 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第 107 号	
監査の種類別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
環境部環境政策課	意見	伝票事務において、前年度と同様の事項で調定票の納入者に誤りがあった。改善への取組が不十分だと思われる。適正な事務執行が行われるよう対策を講じられたい。	伝票の事務処理ミス防止のため、課内ミーティングなどを通じ、各係員に対して事案の共有とダブルチェックを徹底し適正な処理を求めるとともに、係長以上の職位にあたる職員に対しては、ミス防止の砦であることを自覚し責任をもって決裁にあたることの徹底に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。